



Title	人権としての平和をどう教えるか : 恵庭裁判を素材として
Author(s)	前田, 輪音
Citation	教授学の探究, 14, 107-121
Issue Date	1997-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/13602
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p107-121.pdf



「人権としての平和をどう教えるか—恵庭裁判を素材として—」

前 田 輪 音

(北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程)

〈目 次〉

- 1 はじめに
- 2 授業実践の概要
- 3 子どもの感想文から
- 4 改善へのいくつかの視点
- 5 残された課題

1 はじめに

世界有数の軍備を保有している自衛隊や、日米安保条約のもとでの在日米軍の両者の存在、そして国民がそれら自衛隊や米軍基地からの被害をうけた過去または現在の諸事実、そしてそれが憲法の番人の最後のとりでともいえる最高裁判所により違憲判決が下されていないこと—これらは、憲法第9条や前文などに示されている戦争放棄や平和に生きる権利が、現実的効力のないものとして子どもに認識される要因となるのではないだろうか。

関連した裁判はいくつかなされてきているが、警察予備隊違憲訴訟（最高裁判決：1952.10.8）を除けば、いずれも具体的な事実のもと国民が原告・被告となりそれが憲法裁判の様相を帯びたものである。特に恵庭裁判（札幌地裁判決：1967.3.29）・長沼ナイキ基地訴訟（最高裁判決：1982.9.9）は北海道を舞台に国民の酪農・稲作を営む権利が自衛隊により侵害されたことが発端であるが、それは自衛隊により直接あるいは間接にもたらされた生活への被害、すなわち平和的生存権の侵害が争われた裁判であるといえる。

恵庭・長沼裁判は「……従来憲法第9条によって、統治権力を制限して戦争と軍備を禁止しているという理解にとどまっていたものが、国民の身近な生活においてこそ日常的に平和に生き幸福を追求できるという人間としての当然の基本的な人権を保障していることにほかならないのだ、ということをも自覚させ、憲法理論を発展させた」[1, P.60]のものであるといわれている。恵庭裁判の判決主文は「被告人兩名はいずれも無罪」である。しかし公判全体では、自衛隊が違憲か合憲かの議論が活発になされていた。にもかかわらず、判決では自衛隊が国民の平和に生きる権利をおびやかしている事実が憲法違反かどうかについて全く判断されなかった。判決主文はおろか判決の理由からも読み取ることができない。いわゆる「憲法判断回避」である。

人権としての平和つまり「平和的生存権」は必ずしも判決レベルで確定している人権とはいえない。しかし、憲法第9条や前文などにあらわされている「平和主義」が争われた憲法裁判などを通して、理論の蓄積がなされてきている。憲法をはじめ法律の内容は公判過程においてより確立されていくことを考えれば、平和的生存権とは何かを教えるに際しそれが争われた裁判の過程などは、重要な教育内容たりうる。

よって本稿では平和的生存権を教える一環として恵庭裁判をとりあげ（先行理論・実践の検討は後の機会とし）て、平和的生存権の侵害の事実を含んだ具体的内容—事件の背景・公判の過程・判決のもたらした結果—を教育内容として教材化し、実践した際に記述された感想文の分析からその有効性を探りたい。

2 授業実践の概要

第1章で述べたような教育内容構成の作業のひとつとして、恵庭事件そのものと裁判の概要および裁判への若干の評価を教材化したもの（以下「教材」）を授業で示した。

2-1 実践の実施状況

授業は裁判所の違憲法令審査権の憲法判断回避の例として行なわれた。既習事項は、憲法分野では「日本国憲法の基本的性格」—成立・国民主権の原理・基本的人権の保障・平和主義・憲法の最高法規性、「政治制度と政治の運営」—国会・内閣、である。

実施先は市内の高校の3年生2クラスで、7月15日、24日に45分授業1時間（政治・経済の時間）の一部がそれぞれ用いられた。授業者は筆者である。

次節で示された教育内容をもとにした教材を配布し、一方のクラスは子どもと授業者ともに教材を音読しその後約15分間で感想文を記述、他方は30分間で各自読み感想文を記述した。感想文はB6版の無地の紙に感想を自由に記述する方式をとった。

2-2 教育内容

〈裁判の概要〉

《公式の名称》「野崎義晴外一名に対する自衛隊法違反被告事件」

《事実》1962年12月、恵庭町島松演習場に隣接する乳牛酪農経営者、野崎義晴・健美兄弟が陸上自衛隊の重砲の実弾射撃演習による乳牛への被害を阻止するために通信線を切断した。

《裁判の内容》それに対して札幌地方検察庁が、自衛隊法121条の防衛供用物損壊罪の重罰規定（普通の刑罰よりも重い）を適用して札幌地方裁判所に起訴した刑事事件である。

《争点》① 演習用通信線の切断行為は自衛隊法121条に該当するか

② 自衛隊および自衛隊法の司法審査

《判決主文》札幌地裁の恵庭判決（1967年3月29日）

「被告人両名はいずれも無罪」（確定）

（自衛隊および自衛隊法についての憲法判断は回避された）

〈事件の背景〉

自衛隊の演習により野崎さんの牧場の乳牛の乳量が減るなどの被害が出たため、演習の中止を申し出たが聞き入れてもらえず、被害阻止のため通信線を切断した。その通信線は「射撃命令伝達等のため射撃指揮所と戦砲隊本部に一台設置した野外電話機に接続」したものでありその切断行為が自衛隊法121条（「自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する」）に適用されて起訴される（争点①）。

〈裁判の意味〉

「もしこの裁判で、被告が有罪となれば、『憲法の番人』である裁判所が自衛隊（法）の合憲性を認めたことになり、かつ一般市民に国防軍事目的による重罰が課せられることになるので、すから、平和憲法は死文化を免れえなくなるでしょう。危機的瞬間でした」[1, P.57]

〈公判の様子〉

この裁判の重要性が全国に広められ、当初10名程だった弁護団に全国から平和憲法擁護の弁護人が加わり最終的に約400名の弁護団となり[1, P.57]、それに対し検察側は当初1人で対応し（のちに4名に増加）憲法論議に関して検察は非常に不利な状態になった[2, P.222]。

〈判決の理由—判決文より〉

《争点① 自衛隊法121条の非該当性—被告人両名は無罪》

……本件罰条は、ある限度内での類推解釈を許容することを前提として、その許容される限界を客観的に明らかにする趣旨のもとに、「武器・弾薬・航空機」という例示物件をかかげているものと解され、したがって、「その他の防衛の用に供するもの」とはこれら例示物件とのあいだで、法的に、ほとんどこれと同列に評価しうる程度の密接かつ高度な類似性のみとめられる物件を指称するというべきである。

そこで、本件罰条違反の罪の罪質を念頭において、これら例示物件の特色について考察するとそれらは、

1. その物自体の機能的な属性として、いわゆる防衛作用のうちとくに自衛隊法上予定されている自衛隊の対外的武力行動に直接かつ高度の必要性と重要な意義をもつ物件（後略）
2. 実力部隊の性格をもつ自衛隊の物的組織の一環を構成するうえで、いわば、不可欠にちかき枢要性をもつ物件（後略）
3. 規模・構造等の関係で、ひとたび損傷行為がくわえられたばあいにもたらされる影響が深刻なものとなる危険の大きい物件であり、同種の物件によっても、用法上の代たいははかることの容易でない等の特色をもっている。

……これらすべての点にてらすと、多くの実質的疑問が存し、かつこのように、前記例示物件との類似性の有無に関して実質的な疑問をさしはさむ理由があるばあいには、罪刑法定主義の原則にもとづき、これを消極に解し、「その他の防衛の用に供する物」に該当しないものというのが相当である。……よって被告人両名に対する本件各控訴事実は罪とならないものであるから……いずれも無罪を言いわたすこととする。

《争点② 自衛隊（法）の合・違憲性—憲法判断回避》

裁判所が一定の立法なりその他の国家行為について違憲審査権を行使しうるのは、具体的な法律上の争訟の裁判においてのみであるとともに、具体的争訟の裁判に必要な限度にかぎられることはいうまでもない。……したがって……被告人両名の行為について、自衛隊法121条の構成要件に該当しないとの結論に達した以上、もはや、弁護人ら指摘の憲法問題に関し、なんらの判断をおこなう必要がないのみならず、これをおこなうべきでもないのである。

〈恵庭裁判（と長沼裁判）の教訓〉

「……第一の教訓は、以下の判決そのものの意義と同時に、この自覚ある国民の下からの力強

い弁論・理論・世論の結集の威力であり、それが恵庭一審の無罪判決を確定させた（検察官の控訴権を放棄させた）力である。

「……第二の教訓というべき判例上の意義は、……自衛隊の軍事力としての強化にもかかわらず、『憲法の番人』の目の前には、合憲とも違憲とも判断されず未決着な状態にとどまること、また、国民の『平和的生存権』に対する自衛隊の国防軍事目的による侵害・抑制が判決によって強制されたことは一度もない(恵庭判決がそれを拒否し、最高裁は憲法判断を留保していること) [1, PP. 58～59] である。

〈判決がもたらしたもの〉

検察は起訴した以上、有罪獲得が目的であるのに無罪の判決を喜び、そのうえ控訴もしなかった [2, PP. 221～222]。なぜならこのうえに控訴すれば、今回回避した憲法判断が再びもちだされる可能性が大きかったからである。しかしこの裁判で憲法論議がされたこと自体意義があることで、憲法判断回避は「憲法の番人」をもってしても合憲・違憲の判断がつかかねるほどの(合憲という判断を即座にできない)ものであることを意味している [1, P. 59 を参考] のである。

〈憲法判断回避がもたらしたそれぞれの立場への意義 (仮説)〉

[3, P. 405 や 1, P. 59 を参考に筆者が構成]

《被告》

無罪は被告の平和的人権が(ある意味で)守られたことを意味する。自衛隊・自衛隊法違憲判決を獲得できなかったが憲法論議がされたこと自体の意義は大きい。

《検察》

有罪を獲得できなかったのみならず自衛隊および自衛隊法合憲も獲得できなかった。が、むしろ違憲判決がでかねない状態であったことを考慮すれば、検察側としては憲法判断が回避されたことは歓迎すべきことであり控訴権の放棄がそのあらわれである。

《裁判所》

国民の平和的人権を保障したが、違憲審査権の不行使は国民の基本的な人権をまもる裁判所の責任放棄ではないかという批判を受ける。

〈その他〉

自衛隊法では無罪になったが、刑法適用の可能性については判決では「刑法上の器物損壊罪が有する財産犯罪的な性格よりも、むしろ自衛隊という組織・機関によっていとなまれることとなった『国の防衛作用』を妨害(侵害)する犯罪類型としての性格(一種の公務妨害罪的な要素)に第一次的な意義があり、財産犯罪たる比重は副次的なものにとどまると考えるのが相当である」と述べている。しかし「訴因変更等を要せずにその該当性を論じてよいとする余地もある」 [4, P. 25]。

3 子どもの感想文から

本章では第2章で示されたものに対し子どもが書いた感想文を分析する。配布した教材は内容・順序構成ともに未整備の段階であるが、子どもが教材の内容をどのように受けとめたかの

反応をみることができ、教材の有効性や内容として不足している点・不適切な点などを調べる指針となる。

特に記述する観点を指定したりせずに自由に感想を書いてもらったので、数量化はしない(たとえば判決を肯定・否定した人数の把握など)。また紙面の都合上すべての感想文をとりあげることはしない。

3-1 感想文(全文・抜粋)

本節では感想文の全文あるいは抜粋をのせる。途中からの引用など略すときは「……」・「……*略した内容」とするが、その他の点(漢字・句読点)はそのままである。

①「……野崎さん等が切断した通信線が『防衛供用物』にあたるかあたらないとかの問題ではなくて、なぜ野崎さん等が通信線を切ったのかという理由を問たてながら自衛隊側との問題を解決していけばよかったのではないかと思います。もし私が野崎さんだったら同じようなことをしたと思います。なぜなら自分の生活がかかっていることだし、訴えてもききいれてくれなかったらだれでもそう考えるのではないのでしょうか。私も自衛隊の演習場の近くにすんでいるので野崎さんの気持ちは充分わかります。演習中は、ろくに勉強もできないし、頭がくるってしまいそうになるほど、ジェット機がせんかいしています。自衛隊側が住民に対して対策を考えるべきだと思います。」(*人間が耳をふさいだ絵が描いてあり「もうやめてー」という吹き出しが付いている)

②「私は自衛隊演習場の付近に住んだことがないから、わからないけど、通信線を切断したぐらいだから、そうとううるさかったみたいですね。切断したことはすこし、悪いけどでも中止を申し出たのを聞き入れない方がもっと悪いと思う。聞き入れてくれないなんて、人権を侵害していると思う。(……*自衛隊法121条の曖昧性を批判)自衛隊が憲法に合憲か違憲の判決をさけるためににげるのは、ずるいと思う。自衛隊が憲法で合憲か違憲かは、きめるのはむずかしいと思うけどもうそろそろはつきりしてほしいと思いました。」

③「『恵庭事件』が無罪になったことに対して私は正しいと思う。牧場のすぐ隣りで自衛隊が練習しているのは明らかにうるさいし、環境にもよくない。野崎さんがたまりかねて怒るのも無理ないと思う。日本は憲法で『戦争放棄』をしているのだから自衛隊というのは本当に必要なのかというところではないと思う。他の国がせめてきた時に対応するために戦車などで訓練するのは『戦争放棄』という点で矛盾していると思う。災害が起こった時に活動するなどそういう緊急事態の時に活動するための自衛隊であるのだったらいいと思う。」

④「『通信線』は、どう考えても『防衛の用に供する物』でしょ。裁判所は、『有罪』にしてしまった時に、自衛隊の合憲性を認めてしまう事がまずいと思って『通信線が防衛供用物かどうかは、疑わしい』という方向に逃げ道をつくった様に思える。(以下略)」

⑤「……自衛隊法に関して、この兄弟が無罪になったのは私も同意ですが、刑法で裁かれなかったことは矛盾しているのではないのでしょうか。そして、なぜ裁判所は違憲審査権を行使しなかったのか。これは、裁判所の責任放棄だと思います。裁判所が判断しなければ、どこが決めるんですか！ 私は憲法そのものが改正する必要があるのではないかと思います。」

⑥「自衛隊は被害の報告があったのだから、演習の回数を減らすとかをしていれば、野崎兄弟も切ったりはしなかったかもしれないのと思った。それなのに、裁判をおこすのは少しまちがっているような気がした。ただ、通信線を切ってしまうのはやりすぎだと思う。だから最後

まで、てっぺんまでやるべきだったと思う。弁ご団も 400 人も集まったのはすごい。自衛隊法では無罪になるのはあたりまえと思うけど、憲法では少しは裁かれたほうがいいと思う。だけれどもともと、自衛隊がいることじたい私は反対です。プリントが長くてわかりにくかったです。」

⑦「……この事件で裁判所が出した判決は、結局、被告にとっても原告にとってもよかった判決だったんじゃないかと思う。ここで被告を有罪にしてしまうと、自衛隊を合憲と認めてしまう事になり、またこの事件以上に国民の否判が大きくなって大変な事になっていたと思います。今沖縄の基地問題もあるけれど、北海道でも基地移転の問題がおきています。私個人としてはやっぱり移転してきてほしくないです。」

⑧「裁判所が自衛隊に対する憲法判断をしなかった事は裁判所の権力がおかされている事だと思う。いろんな面からいろんな問題があって、判決を下せないだとおもうけれど、それでは日本国民の公共の福祉とかが守られない事になって、他にも同じような事（自衛隊の合憲・違憲）がおこってきてもまた判決を下せないで、そのままにしてしまうことがあると思う。裁判所がこのような事の判断を下せる権力をもつ事が、大事だと思う。」

⑨「全体を読んで感じた事は、自衛隊だけでなくどんな事に対しても地域との密着や関係が大切なんだなあと思いました。野崎さんは通信線をペンチで切断してまで乳牛への被害の阻止を求め、演習の中止を訴えたという事はそうとうの苦痛だったのでしょうか。この刑事事件で注目すべき 1 つに、当時 10 名くらいだった弁護人は判決時には約 400 名の大弁護団になったというのが上げられると思います。この事から国民の判決や裁判の関心はものすごいものだったのでしょうか。判決についての私の感想は、自衛隊が憲法違反かどうかの議論が判決にはまったくあらわれなかったのが不思議という事です。もちろん初めからその土地にいた野崎さんが無罪になるのは私も同じ気持ちです。でも 1 回の裁判で終わってしまったというのは、珍しい事だと思うし、原告である検察側はその判決に喜び、そのうえ控訴もしなかったというのは、自衛隊側にどういう考えがあったのでしょうか。きっと約 400 名の大弁護団を相手に又裁判を起こすのをさけたかったのでしょうか。もう少しゆっくり学んでみたいと思いました、大切な事件の一つだとわかりました。」

⑩「この裁判の判決は被告側が勝ったので良かったと思いますが、結果としてはいまいまだと思います。『憲法判断回避』を自衛隊についてしたことはずるいと思います。被告側の他に検察が喜んだのもわかります。控訴をすると墓穴を掘るような気がします。アメリカを中心とした他の国々との国際摩擦が気になるのはわかりますが、一度自衛隊法や自衛隊そのものを憲法違反かどうか考えてみるべきだと思います。」

⑪「……私は個人的に自衛隊は憲法に違反していると思っているので、一方的に自衛隊側、つまり原告側に非がある様に感じる。自衛隊の演習場はいくら国又は地方自治が許可した事といっても、必ずしも国や地方自治側がその住民の事をしっかりと理解しているとは思えない。だいたいがして自衛隊法というもの自体妖しいと思う。これらが私が原告側に一方的に非がある、と感じている理由です。そんな訳で司法審査の点で甘いと思う。元をただせば平和憲法をにかけているのにもかかわらず自衛隊を認めている事がすべてのはじまりだと思う。(以下略)」

⑫「被告人が無罪になったのはいいと思います。でも、自衛隊が違憲かどうかを裁判所が判断しなかったらこのまま何も変わらないと思います。」

⑬「憲法で判断することが、出来ないような『自衛隊』というのは、いったい何なんだろう、と

思った。今、沖縄の問題がニュースになっているのを見ても、自分には関係ないと思っていたけれど、北海道でも問題があるとは、あまり考えたことがなかったので、よい授業だった。検察側が控訴しなかったことや、『憲法判断回避』など、人間は楽をしたい気持ちやずるい気持ちなどがどこかにあるんだと思った。自分のことだけでなくまわりに住んでいる人や、牛のことも考えなければならないと思う。」

⑭「酪農していた人の気持ちを考えると、通信線を切ってしまったのもわかる。演習はうるさいし、牛は牛乳を出さなくなるし、中止をもとめても聞き入れてもらえない。でも、国家のものを勝手に壊してしまっていいわけがない。それなのに、通信線を切ったことが結局何も罪に問われないのはおかしいのでは？と思う。この問題も自衛隊は違憲かという話にもどるのだけれど、私個人的には自衛隊は違憲ではないと思っています。自衛隊はいつも演習をしているわけでもないし、何か事件があった時は救助に行ったりします。」

⑮「まず自衛隊演習場の場所に問題があると思う。よりによって酪農を営んで牛を飼育している所の近くに演習場を設置するのは間違っている。この事件じたい裁判をおこすまでもないと思う。野崎さんたちも大人げない。自衛隊側も付近の人々の同意を求めて話がついてから実施するべきだったと思うし自衛隊との話し合いに時間もかけずにいきなり通信線を切るのもおかしい行為だと思った。実際裁判をおこしてしまったわけだけこの裁判の中の問題点である『自衛隊法 121 条』はあやふやすぎる。121 条をきめた時点で“その他の防衛の用に供する物”の内容ははっきりさせておくべきだったと思う。」

3-2 感想文の分析

〈事件の背景から—野崎さんと自衛隊〉

切断行為が自衛隊の演習ゆえの牧場の被害をくいとめるためのもの—一人権の侵害への阻止—であることに焦点をあて、自らを野崎さんの立場において考え（自らの環境と比較しながら—①②）たり、⑨「そうとうの苦痛だったのでしょう」と述べて切断する程までにおいつめられた状況を察している。③は自衛隊の演習が「明らかにうるさいし、環境にもよくない。……たまりかねて怒るのも無理ない」として、その行為が正当であったとの見解を示している。また、それが判決において無罪の形で擁護されたことを支持（③「正しい」⑤「同意」⑨「同じ気持ち」⑦⑩「よかった」⑫「いい」など）している。①は自衛隊側の住民への被害対策が必要であったことを述べている。

また、⑮は基地設置の場所が牧場の近隣であることを問題視しているが、それは政策上の問題点として基地設置とその近隣地域への配慮の視点の欠如を指摘したものであり、それをこの事件の根本的な問題として受けとめている。

一方で、野崎さんによる通信線の切断は⑥「やりすぎ」⑮「大人げない」と述べられている。これは自衛隊の演習による被害の大きさの詳述・野崎さんによる事前（切断行為前）の数々の自衛隊などへの働きかけ、などが教材にあらわされていないためであり、教材において切断行為に至る背景の説明が不足していることによる。子どもが背景を思いえがけるように、より具体的な事実が教材において提示されなければならない。

また、「しかたない」や演習を避けて「ひっこせばいい」という意見が1例あった。おそらく、自衛隊という国家組織を前にしては—一国民は太刀打ちできない—というあきらめの気持ちのあらわれであろう。

〈判決から〉

《裁判所の違憲審査権の不行使—平和的生存権の侵害の非追求》

裁判所の憲法判断回避—違憲審査権の不行使—への疑問(⑨)あるいは批判⑤「責任放棄」のみならず、その原因を考えだしているもの⑧「いろんな面」⑩「アメリカ」などの国々や、⑪は自衛隊について自ら憲法判断を下している。②「もうそろそろはっきりしてほしい」という願いは、数々の第9条にかかわる裁判で自衛隊や日米安保条約による在日米軍への憲法判断が下されていないことに、焦燥の念を抱いていると考えられる。⑬「憲法で判断することができないような『自衛隊』というのは、いったい何なんだろうと思った」は、とまどいにも似て痛烈な批判ともうけとれるものが伝わってくる。憲法判断を回避したことを「楽をしたい」や「ずるい」というように表現することによって、裁判所の姿勢を批判している。

いずれにせよ、⑧「裁判所がこのような事の判断を下せる権力をもつ事が、大事だと思う」にあらわれているように、裁判所が違憲審査権を行使しなかったこと・できなかったことの原因が様々な権力による圧力であることを読み取っており、そのような圧力がなくなり、真の意味で司法権の独立が成就(ひいてはそれにより人権が真に擁護される)することの必要性を示している。

①は、演習が生活の侵害や切断行為の自衛隊法に対する該当・非該当性を単なる一刑事事件として検討するのではなく、その根本的な原因である自衛隊の演習による平和に生きる権利の侵害の面を裁判で追求しなければならなかったのだ、との考えを示している。

憲法判断をしなければ⑫「何も変わらない」という指摘は、演習による生活への被害—平和的生存権の侵害の面では、無罪であっても何も解決していないという判決への決定的な批判であり、そこにはらむ根本的な問題を見据えているものである。同時に第2章で示した〈憲法判断回避をもたらしたそれぞれの立場への意義(仮説)〉の《被告》・《裁判所》の「平和的人権は守られた」という記述がふさわしくないことも意味している。

また、⑪は行政が国民の状況をよく理解しているわけではない、つまり国の政策が第一であり、国民の人権は二の次になっていることへの批判である。

⑦「被告にとっても原告にとってもよかった」は、判決が双方の利益を考えたうえでの折衷案であると受けとめ、そのような面で評価したものである。

《自衛隊法の該当・非該当性と刑法261条適用・不適用について》

④は野崎さんが切断した通信線は自衛隊法に該当すると考えて、判決における自衛隊法の解釈に疑問をなげかけ、その原因を「逃げ」として表現している。

また、通信線を切断したこと自体は、自衛隊法121条に該当しないとしても(判決および生徒の意見ともに)、刑法261条などに適用するかどうかの議論は必要だったのではないかと指摘している(⑤⑭)。これは、可能性としてはあるにもかかわらず検討されなかったことにより、正当防衛の議論すらしないで判決を出した裁判所や検察への批判を意味している。それと関連すると思われるが、⑥の「てっていきにやるべき」が意味することは、自衛隊が演習の縮小などを積極的に行なえば回避できたかもしれない通信線切断行為をあえて訴えたのだから、検察が無罪の判決に対してあえて控訴しなかったことが、当初の目的とは到底かけはなれているという矛盾が存在することを指摘しているのであろう。いずれも判決に潜む矛盾をついたものといえる。

《法律の条文の曖昧性》

⑤「憲法そのものが改正する必要があるのではないか」は、憲法の改正により自衛隊の違憲・合憲がより明確にされる必要性を指摘している。⑮は自衛隊法 121 条自体の曖昧性は制定当時からかかえる問題であり、それが裁判における問題点をひきおこしていることを指摘している。《自衛隊について》

自衛隊の存在を憲法第 9 条と比較して問題視したものとして、⑩は「自衛隊は憲法に違反している」存在としてとらえている。しかしたとえば③は自衛隊を「災害が起こった時……緊急事態の時に活動するため」の組織「だったらいいと思う」として自衛隊の在り方について再検討の必要性を提起している。⑭は自衛隊が演習だけをしているわけではなく、救助活動も行っている側面を見れば、必ずしも「違憲ではない」と肯定的に判断している。これは、救助活動が自衛隊の本来の任務ではないことを理解しているかどうかについて検討の余地はあるが、自衛隊の組織や任務の見直しを迫るものであるといえる。

《世論・弁論の力について》

弁護団について⑥「400 人も集まったのはすごい」と驚いたり、国民の世論についても⑦「この事件以上に国民の否判が大きくなって大変な事になっていたと思います」（*「否判」は「批判」の誤字と思われる）は、世論のもりあがりと当時の影響力を予測している。⑨は「注目すべき」点として「判決時には約 400 名の大弁護団になった」ことをあげ、「国民の判決や裁判の関心はものすごいものだった」ろうと考えている。無罪になり控訴もされなかったのは「きつと約 400 名の大弁護団を相手に又裁判を起こすのをさけたかったのでしょうか」として、弁論・世論の重要性と影響力の大きさを認識したものといえる。

〈沖縄の米軍基地との関連〉

この教材では扱っていないにもかかわらず、⑦は現在問題になっている沖縄の米軍基地移転先に北海道も候補としてあがっていることと結びつけ、自らの平和に生きる権利を侵されたくないという意思表示といえる。また⑬は、地元北海道で起こった事件の内容を知ることによって、遠く沖縄の抱える問題としては知っていたが、より身近な問題として自衛隊などによる人権の侵害をとらえたといえる。

〈控訴しなかったことについて〉

判決を聞いて検察が喜んだことや控訴しなかったことについて、⑨「どういう考えがあったのでしょうか」「400 名の大弁護団を相手に又裁判を起こすのを避けたかったのでしょうか」や、⑩「控訴をすると墓穴を掘るような気がします」など、検察の裏の思いを予測し鋭く突いた指摘がなされている。

〈感想文全体を通して〉

教材の各所を通して、各人がそれぞれの視点でこの事件・裁判のいくつかの箇所から平和的生存権の侵害と擁護の事実を読み取り、何が問題で何が必要なのかなどの思考を巡らせていることがわかる。

なかでも、自衛隊による生活に対する具体的な侵害の事実（牛の乳量の低下）や、騒音などにより生活しにくくなったであろう予想から、野崎さんの通信線切断行為を正当化するもの

が多かった。これはとりもなおさず自らもその立場にたつて考えることが可能な具体的な生活への被害―人権つまり平和的生存権の侵害への抗議なのである。

しかし一方で切断行為を批判的にみているのは、本稿第4章の〈事件の背景〉で後述するように、事前に野崎さんが様々な手段を試みその最後の手段としての行為であったことが、教材では示されていないためである。

無罪で一審確定になったことに対する疑問は、一方で憲法判断を回避した裁判所への疑問(なぜ回避したのか、その原因は何かなど)・批判であると同時に、裁判所・検察側の双方が刑法にふれることもなく控訴もしなかったことへの疑問・批判ともなりえている。これは弁護団が自衛隊違憲判決を獲得できなかったにもかかわらず控訴しなかったことを、疑問視している可能性を示している。自衛隊違憲判決を獲得しないかぎり、野崎さんの平和的生存権は保障されないことになるからである。

また、弁護団が400人にもものぼったことへの驚きや影響力の大きさの指摘は、裁判の弁論とそれをささえたともいえる世論の威力を感じとったといえるだろう。そして判決後の野崎さんの牧場の被害がなくなったのかどうかを気にかけているのは、平和的生存権が擁護されるように事態が改善されたのかどうかに注目していることを意味している。

4 改善へのいくつかの視点

第3章の感想文の分析などから、教材に十分反映させられなかった面で教育内容として必要とされる・あるいは第2章で示した教育内容で説明不足な点を含みとりあげたいもののいくつかを記述する。

4-1 改善の視点の概要

まず、第3章の感想文の分析から、子どもが平和的生存権(の侵害)を認識するに際して、教材として必要とされる内容について列挙する。

- ・事件の具体的背景の充実
 - ―被害の実態、野崎さんの自衛隊への抗議の働きかけ、被害の実態を裁判所に訴えたか否か、あるいは可能か
- ・検察が自衛隊法で起訴した理由
- ・裁判所が判決において憲法判断をしなかった理由
- ・公判における憲法論議の様子
- ・判決がもたらす意義
- ・控訴されなかった理由
- ・判決後、自衛隊の演習の縮小あるいは中止の有無

これらの内容についてのいくつかを次節で示す。

4-2 教育内容

〈事件の背景(野崎牧場の自衛隊演習下の実態、野崎さんの行動および自衛隊の対応)〉

当時の島松演習場は「八〇〇〇米以上の長射程射撃に適する国内唯一の射場」など、「第二次防衛力整備計画の最先端をゆく自衛隊の最戦力的部隊が同演習場を使用していたとってよ

い」[2, P. 229] 程の規模だった。

被告人となった野崎さんの公判での陳述などから、自衛隊の演習場付近での酪農経営および生活にいか大きな被害をもたらしたかがわかる。乳牛は音に敏感で、乳量の減少、狂乱による死亡、流産、受胎率低下、そしてそれらによる牧場の収入が激減するなどの被害がでた[2, PP. 229~230]。

野崎さんの家族にも健康に大きな被害がでた。演習の騒音により難聴になり、母親は結核でもないのに咯血し、その後入院、公判中に死亡している。

野崎さんは自衛隊に何度も抗議に行き砲撃の標的を遠くにするよう申し出たり町役場に実情を話に行ったがとりあってももらえなかった。事件の2年ほど前(1960年12月)には新聞紙上で自衛隊に「公開質問」[5, P. 97]も行なうなど積極的に事態の改善に向けて行動していた。演習の事前に連絡する「紳士協定」を結びはしたが、事件当日は自衛隊から連絡がこなかったため、抗議に行ったが効果はなかった。そこで演習中止を導くいわば実力行使として通信線(「射撃命令伝達等のため射撃指揮所と戦砲隊本部に一台設置した野外電話機に接続」したもの)を切断した。その際野崎さん兄弟(妹さんを含み)は自衛隊員より集団暴行をうけた。

野崎兄弟が起訴されたあとではあるが、1963年に父健之助さんは札幌地裁の民事部に騒音の妨害を排除するための仮処分を請求している[2, PP. 259~260]。

〈自衛隊法で起訴した意味〉

自衛隊法 121 条：「自衛隊の所有し、または使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供するものを損壊し、または傷害したものは、5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する」(参考；当時の刑法 261 条では「3年以下」で「500円以下」)。

陸上自衛隊北部方面総監が札幌地裁に告訴し、警察ははじめ刑法 261 条の器物損壊罪の容疑で札幌の野崎宅などを捜索していたが、検察の起訴は自衛隊法 121 条を直接適用したものだ。この理由を弁護団が第1回の公判前に検察官への「釈明要求書」中で求めたが検察は「訴因の特定に必要なもの」として釈明されなかった。

この起訴の社会的・政治的背景としては、第二次防衛整備計画・「三矢作戦」研究がすすめられる一方で、「警察予備隊違憲訴訟」、「積極的明文改憲論」が「挫折」するなどの動きがあり、それらを鑑みると「自衛隊合憲を獲得しようという決断をよみとることもできる」[2, PP. 225~231]。

〈公判の様子〉

検察官は「刑事事件に局限し」自衛隊法については「最低限の法規解釈に限定」して、自衛隊合憲を獲得しようとし、「自衛隊の実態審理」は頑強に否定し続けてきた。対する弁護団は「自衛隊法 121 条が違憲無効であることは自衛隊法全体の違憲性と不可分であり」、「野崎兄弟の平和な生活権を侵害したのは」自衛隊であるとして、その実態審理を「第一の重点においた」[2, PP. 231~232]。

「三矢研究」の統裁官の田中義男元陸将の証人喚問も含めて、公判全体で憲法論議が5分の4(判決をぬかした全公判40回のうち32回)という高い割合を占め、残る5分の1も「被告の平和のうちに生活する憲法的権利と関係して」いた[2, P. 223]。

裁判所は「憲法判断に本格的に最大限取り組む」のと、それを一応別にし「小刑事事件とし

て最低限被告人の権利を守る解決のしかたを考究する」という「ふたつの態度の間を絶えず動揺して」いた [2, P. 248]。

最終弁論では双方ともに違憲論と合憲論の集大成の理論を展開した。検察は「71 ページ 20 万字余り」、弁護団は 7 日間にわたり 40 名による大弁論が行なわれた [1, P. 222]。

〈判決について一憲法判断がなされなかった理由〉

「無罪」が意味することは単なる刑事事件におけるそれではなく、「一般市民に全国でもはじめて適用された自衛隊法の防衛供用物損壊罪から被告を解放した無罪判決」 [2, PP. 222~223] であり、「人権擁護の点は『無罪』によりあらわれ」ている [2, P. 253]。

しかしこれは平和的生存権という権利が積極的な意味で守られたものではない。自衛隊についての憲法判断が一切ないということはこの事件の根本の原因である酪農経営・生活の大きな侵害（すなわち自衛隊の演習）は除去されないということだからである。

判決およびその理由と公判でなされた議論の間には格差がある。公判ではほとんど検討されていなかった本件の通信線の自衛隊法非該当性が判決にあらわれ、公判全体の 5 分の 4 を占めた憲法論議をふまえた違憲・合憲の判断はされなかった。それは何故か。

この点についてまず、裁判所は判決において憲法判断をする準備をしていたかもしれないことを導ける事実があげられる。「恵庭事件日誌」には 1967 年 3 月 22 日（判決の 1 週間前）に次のような記述がある；「札幌地裁刑事第二部首席書記官、中島主任弁護人にたいし、『判決本文の朗読は約一時間半かかる。はじめに四〇〇字詰原稿用紙で七枚位の要旨を読み、それを弁護人と報道関係者にわたし、その後本文の朗読に入る』、旨連絡。」 [6, P. 104]。実際の判決で判決文の朗読に 15~16 分しかかからなかったことと比較すると、一週間前とは別の判決文が読まれた、つまり当初は読むのに 1 時間半かかるほどの長文の判決文が、本番で実際に使用されたものが作成されるより前に用意されていたことになり「最後の一週間のあいだに、裁判官の気もちが変わったと推測され」るのである。裁判官が公判で憲法判断に対して積極的な態度を示した事実と判決で憲法判断がなされなかったことと照らしあわせると、「裁判官の心理的動揺がものごたりのものでしょうが、その動揺を惹起せしめたものは、やはり根本的にいって、今日の政治的状況が裁判官に加えている圧力の大きさにある」 [6, P. 22] といえる。

憲法判断が行なわれなかったこの判決は、長谷川正安氏によると「高度に政治的性格のつよい判決だと考え」られている。たとえば当時「開会中の衆議院予算委員会では自衛権の行使の限界について政府・野党間に論議が白熱していたし、自衛隊増強のための第三次防衛力整備計画の初年度予算が日程にのぼっていた」など、合憲・違憲のどちらの判断が下されても「その政治的影響力は否定しがたいものがあ」った [7, P. 1]。

しかし公判全体を対象とすれば裁判所の憲法判断がなかったわけではない。深瀬忠一氏は「判決ではないにせよ 27 回公判の『基本的見解』で裁判所は「自衛隊法合憲論は『合理的な論理解釈』とは言えないという趣旨を」述べているのをさして、「自衛隊法の法文を憲法と照合するだけで、自衛隊の実態を見るまでもなく、明白に違憲であると判断できる(!)、と裁判所は暗に言明していたのである」 [2, P. 253] として、裁判所は公判のなかでは自衛隊違憲の見解を示していたことを述べている。

〈判決への反応〉

「被告は……弁護人とともに、落胆・激怒やる方なく」[1, P. 221] 判決直後の集会で野崎さんの父健之助さんは「私たちの立場からいえば問題は何一つ解決していません」「これからも無罪判決を足がかりに最後まで頑張りたい」[6, P. 34]と述べている。一方検察は「新聞によれば三人の検察官は、手を取り、抱き合はんばかりに喜び、万年筆を落としたのも気づかず、急ぎ走り去った」[6, P. 35]。これらをみれば、判決が双方にどのような意義があったかのかは一目瞭然である。

〈控訴されなかったこと〉

三審制をとる日本の裁判で憲法判断がからむこの種の重要事件では、「一審確定」は珍しいことである。検察側が控訴しなかったのは札幌地検・高検が検討後、さらに上京し「最高検において検察首脳会議が開催され」[2, P. 227] たうえて『『政治的判断』から』[6, P. 178]の決断であった。弁護団は違憲判決を獲得できなかったが結局控訴はしなかった。

〈その後〉

被告人となった野崎さんの「無罪」は「生活を守るため軍隊に抵抗することは許されるということを経験が結果において認めたことを意味するのであり、消極的な意味で被告の生活権は守られた」[6, P. 18]といえる。しかし判決は平和に生きる権利の具体化のひとつである自衛隊の演習の縮小・中止はもたらさず、「野崎さんの家族の生活と平和をおびやかすつづけて」[6, P. 19] いることは、被告の人権は本当には守られていないことを意味している。いくつかの事件もおき自衛隊との関係は「非常な緊張と対立をつづけてい」た。そのなかで牧場は「発展」していった[2, PP. 258~260]が、判決の10数年後には野崎牧場は閉鎖されている。

5 残された課題

第3章で示された感想文とその分析は、子どもにとって第2章で示された教育内容—裁判などで明らかにされた事件の背景や判決の憲法学的検討など—を通して、自衛隊の演習等による生活への具体的侵害が憲法第9条を核とする平和的生存権の侵害を意味するものであることが認識された・あるいは認識可能であることを示している。これは平和的生存権を教育内容として構成する際にこのような内容が有効なことを示している。これは子どもの認識における憲法の平和主義（あるいは平和憲法）の形骸化を阻止し、その本質を考える一契機ともなりえる。

しかし同時に、子どもの認識においては、自衛隊などの演習による生活への被害が平和的生存権という人権の侵害であるというふうに、必ずしも両者が有機的に結びついているとはいえない。これは、教材において平和的生存権の定義がなされているわけではないためである。平和的生存権の定義を教育内容的側面からどう検討・構成していくかは、今後の重要な課題のひとつである。

たとえば深瀬氏は平和的生存権を次のように定義している。「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第九条および第十三条、また第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」[3, P. 227]。

平和的生存権は憲法学界においては星野安三郎氏や、高柳信一氏をはじめとして深瀬氏など

の憲法学者の手により理論的にその内容が確立されつつある。しかし判決レベルでは必ずしも人権として確立されているわけではない。とはいえ、たとえば長沼ナイキ基地訴訟では札幌地裁判決において具体的権利としてとりあげられているし、今回とりあげた恵庭裁判をはじめ憲法裁判の際には公判で論じられてきている。裁判の最近の例では、沖縄米軍基地強制使用に関する裁判で、知事側弁護団が「沖縄米軍基地の存在そのものが沖縄県住民の平和的生存権を侵害しているという見解を提示」〔8, P. 88〕していた。本稿でとりあげた恵庭裁判をはじめこのような裁判過程を教育内容としてとり入れることにより、人権としての平和が意味する内容を子どもに伝えていくことが可能となる。

今後の課題としては、本稿の結果をもとに平和的生存権の教育内容として必要なものを検討・構成したい。それには本稿第4章で扱ったものも含め、公判中の野崎さんの「陳述」による事件の背景の詳細や、弁護団・検察の自衛隊違憲・合憲論の展開、刑法適用の可能性とその展開とのかかわり、なぜ公判過程では憲法裁判となったにもかかわらず判決にそれがあらわれなかったのか、なおかつ控訴を断念させたその原因（検察・弁護団双方の）は何か、そして平和的生存権についての公判に寄せる憲法学者の見解やその後の理論的展開からみる具体的内容、などが対象となる。

事件の背景においては、よりリアルにイメージする方法として、たとえば自衛隊の演習の音の体験*などもとり入れることができるだろう（北海道歴史教育者協議会主催 1996年夏の研究集会の分科会一付記参照一でレポート発表し検討していただいた際の提案一奈井江高校の鈴木豊先生による）。

さらに憲法における平和的生存権を具体的に保障するための法律の試案一自衛隊を憲法第9条に沿うような形で改編する方向性を含んだ一「総合的平和保障基本法試案」〔たとえば3, P. 431~〕なども検討したい。そして平和的生存権が第1審の判決にその内容とともに明記された長沼ナイキ基地訴訟にすすめていきたい。

*音をとり入れるものとしては、たとえば1996年の北海道合同教育研究集会の「平和・憲法」の分科会で発表された根室西高校「全校でとりくんだ『平和学習』」にもみられた。沖縄の基地の現状を知るために作成されたビデオが一部紹介されたが、基地近くでの戦闘機などの離着陸の音の録音が含まれている。基地の演習の音が映像とともに生徒に伝えられたとき、それを聞いた生徒は耳をふさぐほどであったとのことであった。その行為が表わしているように、演習の音がどんなにうるさいか、そこから衝撃をうけたことがわかる。

〈参考文献〉

- 1) 深瀬忠一「軍事化から平和保障へ」
深瀬忠一他編『北海道で平和を考える』北海道大学図書刊行会 1988 所収
- 2) 深瀬忠一 「平和憲法擁護の理論」
深瀬忠一 橋本左内共著『平和憲法を守るキリスト者 恵庭事件における証し』所収
新教出版社 1968 所収
- 3) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』 岩波書店 1987
- 4) 深瀬忠一「いわゆる恵庭事件判決一自衛隊用の通信線が自衛隊法 121 条にいう『その他の防衛の用に供するもの』に当たらないとした事例一」『判例時報』判例時報社 1967 年 4 月号 所収
- 5) 渡辺良夫・浜口武人／編「恵庭事件日誌」
『〈特集〉 恵庭裁判一憲法第 9 条と自衛隊一』法律時報 4 月号臨時増刊号 日本評論社 1967 所収

- 6) 渡辺洋三 松井康弘編『恵庭事件』労旬新書 労働旬報社 1967
- 7) 長谷川正安「恵庭事件判決と隠された『憲法裁判』性」
【〈特集〉 恵庭裁判—憲法第9条と自衛隊—】法律時報4月号臨時増刊号 日本評論社 1967 所収
- 8) 浦田賢治「沖縄問題と憲法学 主権・自治権・平和的生存権」
【〈特集〉 日本国憲法50年と21世紀への展望】法律時報5月号 日本評論社 1996 所収

〈付 記〉

本稿で不適切な引用があったとすればそれは筆者の理解の誤りによる。なお、本稿の一部（第2・3章）は、第43回社会科教育・歴史教育全道研究集会（北海道歴史教育者協議会主催 1996年7月29～31日開催）の「憲法・政治・経済・社会」分科会において発表したものを加筆・修正したものである。

本稿作成中、須田勝彦氏をはじめ北海道大学教育学部教育方法学研究室において検討いただいた。記して感謝する。